奈良県訓令第五号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

別表の本庁における記号の表総務部の項中「東アジア連携課」を「国際課」に改め、同表地域振興部の項中「観光振興課　ならの魅力創造課　国際観光課」を「観光プロモーション課　観光産業課　ならの魅力創造課」に改め、同表健康福祉部の項中「長寿社会課　地域包括ケア推進室」を「長寿社会課　地域包括ケア推進室」に改め、同表医療政策部の項中「医療管理課　新奈良病院建設室　県立病院法人化準備室」を「医療管理課　新病院建設　法人準備」に改め、同表くらし創造部の項中「風致景観課　自然環境課」を「風景　自然環境」に改め、同表農林部の項中「景観・自然環境課　景　自」を「企画管理室　企画管理室　病院マネジメント課　新病院建設室」に改め、同表

「農企」を「なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室」に改める。

「別表の出先機関における記号の表中「奈良県東京事務所」を「奈良事」

奈良県東京事務所	奈良事
奈良県旅券事務所	旅
奈良県外国人支援センター	外せ

に、「

奈良県立図書情報館	図情
奈良県旅券事務所	旅
奈良県外国人支援センター	外せ

」を「奈良県立図書情報館」に、「奈良県総合リハビリテーションセンター」を「奈良県障害者総合支援センター」に、「奈良県農業総合センター」を「奈良県農業研究開発センター」に、「農研セ」を「奈良公園管理事務所」を「奈良公園事務所」に、「公事」に、

奈良県立大学	奈県大
奈良県立奈良病院	奈病
奈良県立奈良病院救命救急センター	奈病救
奈良県立奈良病院附属看護専門学校	奈病看
奈良県立三室病院	三病
奈良県立三室病院附属看護専門学校	三病看

を「奈良県立大学」

「奈県大」に改める。